

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 今西 耕平

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6PRX1GE00380		6PSF1A20021 0001				E8-14	
品名 または 件名							
簡易専用水道検査							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	EA				0		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
関東処 用賀支			用賀支 総 管理課 営繕班 給水係				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
関東処 用賀支			令和9年3月19日（金）				

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室（ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html）

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和8年7月31日（金）10時00分 会計課事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

- 令和8年7月31日（金）10時00分までに見積書の提出をお願いします。
提出の方法は下記のメールアドレスへ見積書等のデータを送信すること。
この際、電話で一報を入れるようお願いいたします。（※FAXも可とする）
 - 参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
 - 見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載してください。
 - 見積書の無効
ア 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書
イ 見積金額が明瞭でない見積書及び見積りした者が誰であるか識別しがたい見積
 - 本方式は随意契約を前提として見積依頼（オープンカウンター方式）であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
 - 見積書の提出をもって「駐屯地標準契約書（物品売買契約条項又は役務請負契約条項）」、「談合等の不正行為に関する特約条項」および「暴力団排除に関する特約条項」の内容について誓約したものと見なします。
この際、下記のメールアドレスへデータを送信し、電話で一報を入れるようお願いいたします。
 - 契約手続きに関する問い合わせ先
〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1
陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班
担当：根本 TEL：03-3429-5241（内線 373）
FAX：03-3429-5245
MAIL：youga-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp
- ※仕様については 営繕班 大多和（内線325）までお問い合わせください。

入札書
見積書

調達要求番号	6PSF1A20021	契約実施計画番号	6PRX1GE00380
--------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
簡易専用水道検査	仕様書のとおり	EA	1			
	以下余白					
納 入 場 所	関東処 用賀支 営繕班	納 期			令和9年3月19日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期間				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

契約締結後に契約の全部又は一部を解除した場合は、見積金額に消費税相当額を加えた契約金額(一部解除する場合は、解除部分に相当する代金)の10%を違約金として契約担当官に支払うことを承諾いたします。

令和 8 年 7 月 31 日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会 計 課 長 今 西 耕 平 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

表 紙 含 : (4枚)
仕様書番号 : 第E8-14号
作成年月日 : 令和8年5月25日
作成部隊名 : 関東補給処用賀支処
総務部管理課

簡易専用水道検査
仕 様 書

件 名	簡易専用水道検査	図面番号	1 / 4
図面名称	表 紙	縮 尺	

仕 様 書

1 件 名

簡易専用水道検査

2 場 所

東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号 陸上自衛隊用賀駐屯地

3 工 期

契約日～令和9年3月19日（金）

実施日については、監督官と調整するものとする。

4 概 要

水道法第34条の2及び水道法施工規則第56条に基づき簡易専用水道検査を実施する。

(1) 給水方法

高置水槽

(2) 延床面積

17,591㎡

(3) 施設概要

受水槽 1基、高置水槽 2基

5 検査機関

国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関によるものとする。

（水道法第34条の2第2項）

6 検査内容

簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。（厚生労働省告示262号（15.7.23））

（検査項目については、表「検査項目」参照）

表「検査項目」

施設及びその管理の状態に関する検査	給水栓における水質の検査	書類の整理等に関する検査
・水槽の周囲の状態 ・水槽の通気管の状態 ・水槽本体の状態 ・水槽の水抜管の状態 ・水槽上部の状態 ・給水管の状態 ・水槽内部の状態 ・水槽のマンホールの状態 ・水槽オーバーフロー管の状態	・臭気 ・味 ・色 ・色度 ・濁度 ・有利残留塩素濃度	・書類の整理及び保存の状況

件 名	簡易専用水道検査	図面番号	2 / 4
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

7 完了検査

簡易専用水道検査結果書等を令和9年3月19日（金）までに提出するものとし、提出をもって完了検査実施とする。

8 提出書類

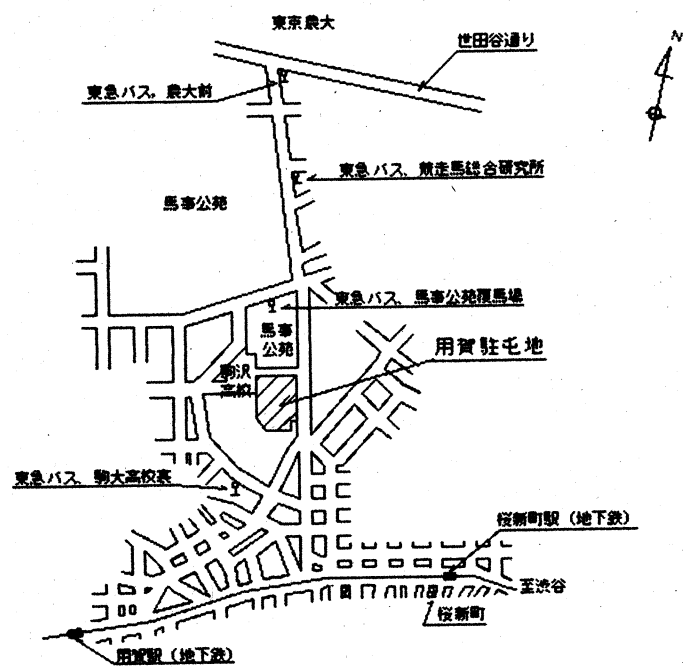
(1) 検査結果書

(2) 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うものとする。

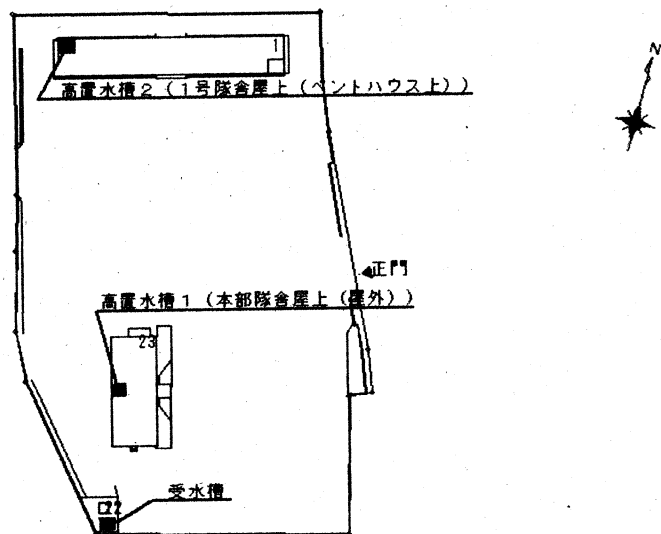
9 写真撮影

業務の実施に伴い、作業後の隠蔽となる箇所、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出ものとする。

件 名	簡易専用水道検査	図面番号	3 / 4
図面名称	仕 様 書	縮 尺	



案内図 1/75000



配置図 1/2000

件 名	簡易専用水道検査	図面番号	4 / 4
図面名称	案内図・配置図	縮 尺	